随意契約の相手方及び理由等（物品関係）

区　　分	内　　容　　等	備　　考
契 約 年 月 日	令和8年8月21日	
契 約 件 名	J-PARC MR遅い取り出し低磁場セプタム電磁石電源現地試験調整　一式	
契 約 金 額	7,000,180円	
契 約 の 相 手 方	京都府京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町551 ニチコン（株）	
問 合 せ 先	財務部東海契約課東海契約第二係 ℡ 029－284－4891	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	J-PARCメインリングからの遅いビーム取り出しに用いるために遅い取り出し低磁場セプタム電磁石用電源が新たに製作された。本電源は製造者(ニチコン(株))の工場での試験により所定の性能が得られることが確認されているが、これをビーム運転で使用するためには、各電源盤間の電気配線・冷却水配管の復元、およびビーム運転に実際に利用する遅い取り出し低磁場セプタム電磁石を電源に接続した状態での電源の試験調整を実施する必要がある。 本件はこの配線・配管の復元および現地試験調整に係るものである。	
随意契約の理由	本件で現地試験調整を行う遅い取り出し低磁場セプタム電磁石用電源は、ニチコン（株）によって設計、製作されたものであり、同社は設計・製造及び試験データ等、電源全体に関する詳細な資料を有している唯一の者である。 電源のインターロック試験、通電試験など安全かつ安定動作に関わる精密点検・試験はニチコン（株）でしか実施することができない。また、仮にニチコン（株）以外の会社により現地試験調整が実施された場合、安全性や性能に関しての責任の所在が不明確な状態になり、電磁石電源の今後の利用に著しい支障が生じる恐れがある。 そのため、本電源の構造、機能、特性等について細部に至るまで熟知し、本件の現地試験調整を行うことができるに足る技術と信頼性を有する者はニチコン（株）をおいて他にはない。	